

大分県報

令和五年
第四七二号
十二月二十六日

（火曜日）

目次

教育委員会規則 職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部改正	一
公安委員会規則 交番等の設置に関する規則の一部改正	一
告 示	一
青少年に有害な興行の指定	二
指定予定保安林	二
解除予定保安林（二件）	二
林業種苗法による生産事業者の登録	三
大分県資源管理方針の一部改正	三
知事管理漁獲可能量の設定	四
道路の供用開始（二件）	四
公有水面埋立ての免許の出願	四
県議会議長告示	五
大分県議会議員の請負の状況の公表に関する規程の制定	五
訓 令 甲	六
大分県庁用自動車等管理規程の一部改正	六
監 査 公 表	六
監査結果に関する公表（定期監査）	六
○教育委員会規則	
職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則を（一）に公布する。	
令和五年十二月二十六日	

令和五年十二月二十六日

大分県教育委員会規則第十二号

職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員のへき地手当等の支給に関する規則（平成十九年大分県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「百分の五」を「百分の六」に改め、同条第二号中「百分の七」を「百分の九」に改め、同条第六号中「百分の二」を「百分の三」に改める。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

別表第一の小学校の部の第一級学校の款の玖珠郡の項中「春日小学校」を削り、同部の第二級学校の款の玖珠郡の項中「森中央小学校相之迫分校」を削り、同表の中学校の部の第一級学校の款の竹田市の中「久住中学校、都野中学校、」を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。

○公安委員会規則

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月26日

大分県公安委員会委員長 板 井 良 助

大分県公安委員会規則第12号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成6年大分県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の大分県警察署の部の横尾交番の項中「横尾東町4丁目」の次に「、新明治1丁目、新明治2丁目、新明治3丁目、新明治4丁目、新明治5丁目、新明治6丁目」を加え、同表の大分南警察署の部の植田交番の項中「木上台2丁目」の次に「、萌葱台1丁目、萌葱台2丁目」を加え、同表の別府警察署の部の別府駅前交番の項中「天満町」の次に「、東荘園1丁目、東荘園2丁目、東荘園3丁目」を加え、「、大字南石垣の一部及び大字鶴見の一部」を「及び大字南石垣の一部」に改め、同部の山の手交番の項中「のうち」の次に「東荘園4丁目、東荘園5丁目、東荘園6丁目、東荘園7丁目、東荘園8丁目、東荘園9丁目、緑丘町、荘園北町、」を加える。

附 則
この規則は、令和6年1月6日から施行する。

○ 告 示

大分県告示第五百四十八号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

令和五年十二月二十六日

大分県知事

佐 藤 樹 一 郎

指定年月日	種 類	題 名	制作社名又は配給社名	指 定 理 由
令五・ 一一・一一一	映 画	誘い濡れ ～さあやとこはる～	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	大性獣 恥丘最大の絶頂	オーピー映画	おそれがある。

大分県告示第五百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和五年十二月二十六日

大分県知事

佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所
佐伯市本匠大字上津川字柚ノ木本一二五番一（次の図に示す部分に限る。）、「字権ノ森
一一五番一、一一七番、一二〇番、字権ノ木本一一九番一、一二二番、一二三番、一二五
番二、一二八番から一三〇番まで、一三二番一、一三三番一、一三四番一、一
三六番、一三七番、一三九番、一四〇番、一二七二番から一二七五番まで、字柿ケ尾一四一
番、一四二番、一四四番、字柚ノ木迫一四六番、一四八番、一四九番、一五一番、一五四
番、一五八番、字荒内山一五六番、一五七番、一九九番、二〇〇番、二〇二番、字内ケ迫
一六一番、一六二番一、一六六番一、一六六番二、一七〇番一、一七一番一、一七二番

一七四番一、一七五番一、一七五番二、一七九番一、一八一番一、一八五番二、字原ノ下
一六三番一、一六四番、一六五番、一六七番、一六九番、一七八番、字惣作り
一八八番、一九九番、一九九番一、一九七番一、一九八番、字逢原二〇八番一、二〇八番
二、二〇九番一、字桐ノ木二二二番、二二一六番、字赤石二一九番、二二二番一、二二三
番、二二五番、二二七番、二二三番、二二三番、字猿走り二二八番、字立平二三四番、二
三五番、二三六番一、二三六番二、二四〇番一、二四一番、二四二番、二四三番一、二四
三番二、二四四番、二四六番、字白土山二三七番一から二三七番三まで、二三八番、二四
八番、二四九番、二五二番一から二五二番三まで、二五三番、字丸岩二五四番、二五五番
一から二五五番三まで、二五六番、二五八番、二六一番、二六六番、二六八番一、二七〇
番、二七一番、二七七番一、字芭蕉二七六番一、二七九番一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第五百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

令和五年十二月二十六日

大分県知事

佐 藤 樹 一 郎

一 解除予定保安林の所在場所
佐伯市米水津大字浦代浦字間越一七七二番二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第五百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

令和五年十二月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 解除予定保安林の所在場所

由布市挾間町内成字ウソノ二二三番一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

大分県告示第五百五十二号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。

令和五年十二月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 登録番号

豊第八号

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所

高瀬 雄二

豊後大野市三重町芦刈四百八十一番地二十九県営津留前住宅MRIー二〇二

三 生産事業の内容

1 種穂 採取

2 苗木 幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成

四 事業所の名称及び所在地

豊後大野市三重町芦刈四百八十一番地二十九県営津留前住宅MRIー二〇二

大分県告示第五百五十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十四条第九項の規定により、大分県資源管理方針（令和二年大分県告示第六百八十三号）の一部を次のように改正したので、同条第十項において準用する同条第六項の規定に基づき、公表する。

令和五年十二月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

第八中（別紙一一）を次のように改める。

（別紙一一）

第一 特定水産資源

まあじ

第二 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大分県まあじ漁業区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

② の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

大分県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業（大臣管理区分に属する漁業を除く。以下「まあじ漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月十日までとする。

第三 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を大分県まあじ漁業区分に配分する。

第四 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次表に掲げるとおりとする。

漁業の種類

漁獲努力量（単位：船舶の隻数）

まあじ漁業

五、四七五

大分県告示第五百五十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第十六条第一項の規定により、まあじ及びまあじわし太平洋系群に関する令和六管理年度における同項に規定する知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき、公表する。

令和五年十二月二十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

まあじ及びまあじわし太平洋系群に関する令和六管理年度（令和六年一月一日から同年十二月三十一日までの期間をいう。）における法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第一 まあじ

法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
大分県まあじ漁業区分	現行水準
備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 現行水準 第二 まあじわし太平洋系群 法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。	知事管理漁獲可能量
知事管理区分	知事管理漁獲可能量
大分県まあじ漁業区分	現行水準
備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 現行水準	現行水準

大分県告示第五百五十七号	大分県告示第五百五十六号
<p>公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許の出願があった。</p> <p>なお、その関係図書を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>令和五年十二月二十六日</p> <p>大分県知事 佐 藤 樹 一 郎</p>	<p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、令和五年十二月二十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>令和五年十二月二十六日</p> <p>大分県知事 佐 藤 樹 一 郎</p>
<p>道路の種類及び路線名</p> <p>県道大分白杵線</p>	<p>道路の種類及び路線名</p> <p>豊後高田市一畑字一里迫一六六番一〇地先内</p>
<p>供用開始区間</p> <p>白杵市大字田尻字白木四七五番一地内</p>	<p>供用開始区間</p> <p>豊後高田市一畑字一里迫一六六番一〇地先内</p>
<p>供用開始年月日</p> <p>令五・一二・二六</p>	<p>供用開始年月日</p> <p>令五・一二・二六</p>

令和五年十二月二十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道山香国見線

豊後高田市一畑字一里迫一六六番一〇地先内

令五・一二・二六

大分県告示第五百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十二月二十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年十二月二十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第一 まあじ

法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
大分県まあじ漁業区分	現行水準
備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 現行水準 第二 まあじわし太平洋系群 法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。	知事管理漁獲可能量
知事管理区分	知事管理漁獲可能量
大分県まあじ漁業区分	現行水準
備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 現行水準	現行水準

大分県告示第五百五十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許の出願があった。

なお、その関係図書を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十二月二十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第一 まあじ

法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
大分県まあじ漁業区分	現行水準
備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 現行水準 第二 まあじわし太平洋系群 法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。	知事管理漁獲可能量
知事管理区分	知事管理漁獲可能量
大分県まあじ漁業区分	現行水準
備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 現行水準	現行水準

大分県告示第五百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十二月二十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年十二月二十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

1 位置

三 埋立ての区域

代表者 大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

出願の年月日 令和五年十一月三十日

出願人の住所及び氏名 大分市大手町三丁目一番一号

大分県 大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分市大字大在六番地の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び③の地点から①の地点を結ぶ令和五年の春分の満潮位(D・L・プラス二・四メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 三佐三等三角点(北緯三三度一五分四二秒九四七二、東経一三二度四一分一
九秒八一七三。以下「基点」という。)から一〇五度一〇分四七秒四三六五・
八一メートルの地点

②の地点 ①の地点から三五度四二分〇六秒一五九・九九メートルの地点

③の地点 ②の地点から一二五度四二分〇六秒二七九・九七メートルの地点

3 面積

四四・七九四・五五平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

大分市大字大在六番地の地内、七番地の地内及び地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びチの地点とイの地点とを結んだ線により囲まれた区域

域

イの地点 基点から一〇五度二七分四六秒四三七九・四九メートルの地点

ロの地点 イの地点から三〇五度四二分二〇秒八五・三五メートルの地点

ハの地点 ロの地点から三五度四二分〇六秒三五〇・四九メートルの地点

ニの地点 ハの地点から一二五度四二分〇六秒三四五・四三メートルの地点

ホの地点 ニの地点から一二五度四二分〇六秒一六四・二四メートルの地点

ヘの地点 ホの地点から一八二度〇八分四九秒一〇・三八メートルの地点

トの地点 ヘの地点から二一五度三九分四一秒一六五・八三メートルの地点

チの地点 トの地点から三〇五度三九分五〇秒二六五・九五メートルの地点

3 面積

一一九・〇一九・七八平方メートル

五 埋立地の用途

ふ頭用地

六 縦覧の場所

大分県土木建築部港湾課及び大分土木事務所大分港振興室並びに大分市役所

七 縦覧の期間

令和五年十二月二十六日から
令和六年一月十五日まで

○県議会議長告示

大分県議会議員の請負の状況の公表に関する規程を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

大分県議会議長 元 吉 俊 博

大分県議会議長告示第二号

大分県議会議員の請負の状況の公表に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、大分県議会議員(以下「議員」という。)が大分県に対し請負(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十二条の二に規定する請負をいう。以下同じ。)をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第二条 議員は、毎年六月一日から同月三十日までの間(当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して三十日を経過する日までの間)に、当該六月三十日の属する会計年度の前会計年度(議員である期間に限る。第一号二において同じ。)における大分県に対する請負(当該前会計年度において支払を受けたものに限る。)について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

一 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

イ 請負の対象とする役務、物件等

ロ 契約締結日

ハ 契約金額(契約金額が定められている請負に限る。)

ニ 当該六月三十日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

二 前号二に掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容

を届け出なければならない。

（報告の一覧の作成及び公表）

第三条 議長は、前条第一項の規定による報告（同条第二項の規定による訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告）の一覧を作成しなければならない。

2 議長は、前項の規定により一覧を作成したときは、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。（報告等の保存及び閲覧等）

第四条 第二条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧を請求することができる。（委任）

第五条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行し、令和五年四月一日に始まる会計年度における請負から適用する。

訓 令 甲

大分県訓令甲第十五号

本 庁
地 方 機 関

大分県庁用自動車等管理規程（昭和四十九年大分県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

令和五年十二月二十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第十六条第一項中「当該自動車検査証の写し」を「自動車検査証記録事項（道路運送車両法第五十八条第二項に規定する自動車検査証記録事項をいう。）が記載された書面」に改める。

第九号様式中「自動車検査証の写し」を「自動車検査証記録事項が記載された書面」に改める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

監 査 公 表

監査委員公表第713号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年12月26日

大分県監査委員	長 谷 尾 雅 通
大分県監査委員	長 野 恭 子
大分県監査委員	古 手 川 正 治
大分県監査委員	古 村 哲 彦

第1 監査の概要

この定期監査は、大分県監査委員監査基準（令和2年大分県監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

1 監査の対象

令和4年度における財務に関する事務の執行

2 監査の実施

知事部局及び教育庁について、令和5年6月27日から8月21日までの期間において実施した。

知事部局	3	監査対象機関数
教育庁	2	
合 計	5	

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

3 監査の主眼

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、公平・公正な立場で、基本となる会計・経理の正確性、合規性はもとより事務事業の経済性、効率性及び有効性の観点からも、より実効性の上がる監査を実施した。

第2 監査の結果

監査を実施した5機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり5機関において、6件の注意事項があった。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

(1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により嚴重に注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ② 故意又は重大な過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

(2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ② 過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が適正を欠くもの
- ④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの

1 指摘事項
なし

2 注意事項

監査対象機関

監査結果

(知事部局・福祉保健部)

高齢者福祉課
県購入物品について、大分県社会福祉介護研修センターに係る指定管理基本協定の変更を行わずに、社会福祉法人大分県社会福祉協議会に対して貸付を行っている事例が認められた。

障害福祉課
公用車について、道路運送車両法第48条に定められた定期点検整備を行っていない事例が認められた。

(知事部局・農林水産部)

農村基盤整備課
令和4年度防災減災大分ため池管理システム整備工事の入札について、仕様書に記載した経費を予定価格に計上していない事例が認められた。

(教育庁)

教育財務課

高等学校等就学支援金に係る個人番号データ入力業務契約について、特記事項で定めた「データ消去用ソフトウェアを用いた個人情報等の消去」の記載がない証明書の提出をもって委託業務完

了扱いとしていた事例が認められた。

所属で保管する通常はがきについて、郵券証紙類受払簿に記載していない事例が認められた。

令和4年度認定こども園研修事業委託（精算を伴う委託）について、実施計画書の収支予算書と異なる経費が生じているにもかかわらず、変更契約を行わないまま額の確定・委託料の支出をしている事例が認められた。

3 監査の執行状況

監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。

監査対象機関	監査実施日
(知事部局・福祉保健部)	
高齢者福祉課	令和5年6月29日、令和5年7月31日
障害福祉課	令和5年6月27日、令和5年7月31日
(知事部局・農林水産部)	
農村基盤整備課	令和5年7月20日、令和5年8月21日
(教育庁)	
教育財務課	令和5年7月4日、令和5年8月3日
義務教育課	令和5年6月30日、令和5年8月3日